

# リヨン・ローヌアルプ日本人会 会則

## 第一章 目的・名称

- 第一条 本会はリヨンおよびローヌアルプ、オーベルニュ地方に滞在する日本人間の相互連絡を保ち、懇親を図かること、及び、国際交流に努める事を目的とする。
- 第二条 本会は正式名称を「リヨン・ローヌアルプ日本人会」と称し、通称を「リヨン日本人会」とする。

## 第二章 本拠地

- 第三条 本拠地は、34 rue Victor Hugo 69002 Lyon に置く。  
(2010年4月1日追加/承認)

## 第三章 会 員

- 第四条 ローヌアルプ、オーベルニュ地方に滞在する日本人は、本会の会員となることができる。また、ローヌアルプ、オーベルニュ地方に滞在し当会活動に関心のある外国人（日本人以外）、及び、外国人、邦人でローヌアルプ、オーベルニュ地方非在住者は準会員となることができる。本会々員および本会準会員となるためには、所定の申込書に記入の上、理事会の承認を得なければならない。また、理事会は、この承認を会長に委任することができる。

## 第四章 理事会

- 第五条 本会の名誉会長に、在マルセイユ日本国総領事を推す。  
(2011年10月13日改定/承認)
- 第六条 本会の名誉顧問に、在リヨン出張駐在官事務所所長、元リヨンジェトロ所長、名誉理事に、在ローヌアルプ、オーベルニュ地方日本企業代表を推す。  
(2011年10月13日改定/承認)
- 第七条 本会の運営は理事会が行う。
- 第八条 理事会は、会員より互選あるいは推薦された理事を以って構成する。  
理事の人数は、内規によって定める。  
理事の任期は一年とし、再互選あるいは再推薦され得る。  
(2009年2月20日追加/承認)
- 第九条 理事会は会長、副会長、会計、書記、事務局長を理事会の中から互選により役員に選出する。役員任期は1年とし、再選され得る。  
(2011年10月13日改定/承認)
- 第十条 理事会は必要に応じ、一切の役職員を雇用し得る。

## 第五章 総会

第十一条 総会は毎年1回開かれる。

第十二条 理事会が必要と認めた時は臨時総会を開く事ができる。

第十三条 一項 総会の議決は出席者の過半数による。会員は全会員の3分の1の署名をもって理事会に臨時総会の開催を求める事ができる。  
二項 総会においては、各会員は他の会員または理事にその投票、決議権を委任することができる。各会員は1人10票までを限度として代理権を行使できる。

## 第六章 内規

第十四条 理事会は内規を決めることができる。この内規は、総会による承認が必要である。内規は、特に会則によって定められていない項目を定め、会の運営について定める。

## 第七章 行事

第十五条 本会是一条の目的を達成するため必要な行事を行う。

## 第八章 会計

第十六条 一項 本会の支出は会員の年会費よりこれを充てる。更に必要ある時は本会の行事に参加する者より実費を徴収する事が出来る。  
二項 年会費は理事会がこれを定め、直ちに会員に通知する。

第十七条 毎年総会で一名あるいは数名の会計監査人を定める。会計監査人の任務は之を当会理事および事務局に委嘱できない。

(2009年2月20日追加/承認)

## 第九章 会則変更

第十八条 会則を変更するためには、出席者の三分の二以上の賛成による理事会の提議に基づき、総会(または臨時総会)出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

## 第十章 解散

第十九条 本会は、総会出席者の四分の三以上の議決をもって解散することができる。